

秋田県営発電所（F I T 発電所）の売電に係る仕様書

令和 7 年 8 月 4 日

1 適用

この仕様書は、秋田県営発電所（F I T 発電所）で発電する電気の売電等の契約（以下、「本契約」という。）に適用する。

2 対象発電所

別表 1 本契約対象発電所による。

3 売電期間

秋田県営発電所（F I T 発電所）の売電先選定プロポーザル実施要領（令和 7 年 8 月 4 日）「3 売電期間」のとおり。

4 売電予定電力量

（1）売電電力量

秋田県と本契約を締結する事業者（以下、「買受人」という。）は、秋田県が発電した売電予定電力量に変動が生じた場合であっても、その全量（所内等で使用する電力量を除く。）を購入するものとする。

（2）電力の購入

各年度の売電予定電力量を表 1 に、発電所別月別売電予定電力量を別表 2 に示す。

ただし、天候による河川の流況変化、発電所の故障や修繕等による停止、河川管理上の都合等により、発電電力量は変動することから、売電予定電力量を保証するものではない。

なお、参考に直近 5 ヶ年の発電所別月別売電実績電力量を別表 3 に示す。

表 1 売電予定電力量

	募集枠①		募集枠②
	早口発電所	大松川発電	小和瀬発電所
令和 8 年度	31,020,000 kWh	5,030,000 kWh	43,268,000 kWh
令和 9 年度	31,020,000 kWh	3,693,000 kWh (※)	40,747,000 kWh
令和 10 年度	31,020,000 kWh		43,268,000 kWh
合計	93,060,000 kWh	8,723,000 kWh	127,283,000 kWh

※ 4 月 1 日～12 月 31 日の売電予定電力量の合計。

（3）発電予想

秋田県は、原則として、毎日の発電予想電力（以下「発電パターン」という。）を、小和瀬発電所及び大松川発電所については、前日の 10 時を目処に、早口発電所については前々日の 12 時頃を目処に、買受人へ通知する。通知方法等については、秋田県と買受人との協議により定めるが、通知後の買受人の都合による発電パターンの変更は原則として認めない。

河川の流入状況により出力の変動する発電所（小和瀬発電所）は、発電パターンと実績値とが相違することがある。

(4) 発電の停止及び制限

秋田県は、翌日の発電予想の通知以降において、次の事由等により、発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更することがある。なお、秋田県は可能な範囲で、発電停止時間の縮小及び速やかな通知に努める。

- ① 当該発電所の施設、設備の故障
- ② 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- ③ ダム及び土地改良区など河川の利水者等からの要請
- ④ 取水設備に流入する河川の流量変動
- ⑤ 河川内事故など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
- ⑥ 一般送配電事業者からの指示等
- ⑦ 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障等
- ⑧ 電力広域的運営推進機関からの指示等
- ⑨ その他保安上の必要がある場合

(5) 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

秋田県は設備の機能を維持するために、定期点検、修繕等により発電を停止することがある。その場合、秋田県は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。

ただし、設備の故障等により、緊急に点検、修繕等を要する場合には、発電停止後、速やかに買受人へ通知する。

6 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約等に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結すること。

(2) 契約終了時の引継事務

買受人は、本契約終了時において次に秋田県と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(3) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関に対する手続きは、買受人が行うものとする。

(4) 覚書等の締結

秋田県及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた覚書等を双方協議の上、必要に応じて作成し、締結するものとする。

(5) 守秘義務

秋田県及び買受人は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の履行にあたって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

このことは、本契約終了後においても同様とする。

ただし、秋田県が秋田県議会に対して決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として業務運営上必要がある場合は、この限りではない。

(6) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、秋田県と買受人との協議により決定するものとする。